令　和　7　年　度

一般会計
特別会計

予　算　書

松　　江　　市

議　第　54　号

令　和　7　年　度

松 江 市 一 般 会 計 予 算

令和７年度松江市一般会計予算

令和７年度松江市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 112,990,000 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（継続費）

第２条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第１項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第２表　継続費」による。

（繰越明許費）

第３条　地方自治法第 213 条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第３表　繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第４条　地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第４表　債務負担行為」による。

（地方債）

第５条　地方自治法第 230 条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第５表　地方債」による。

（一時借入金）

第６条　地方自治法第 235 条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第７条　地方自治法第 220 条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

⑴　各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和７年２月 25 日提出

松江市長　　上　定　昭　仁

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 市税		30,050,497
	1 市民税	13,368,398
	2 固定資産税	13,454,942
	3 軽自動車税	757,212
	4 市たばこ税	1,152,631
	5 入湯税	115,130
	6 都市計画税	1,202,184
2 地方譲与税		772,983
	1 地方揮発油譲与税	160,652
	2 自動車重量譲与税	522,734
	3 森林環境譲与税	89,192
	4 特別とん譲与税	405
3 利子割交付金		36,806
	1 利子割交付金	36,806
4 配当割交付金		140,753
	1 配当割交付金	140,753
5 株式等譲渡所得割交付金		216,667
	1 株式等譲渡所得割交付金	216,667
6 法人事業税交付金		519,207
	1 法人事業税交付金	519,207
7 地方消費税交付金		5,144,315
	1 地方消費税交付金	5,144,315
8 ゴルフ場利用税交付金		7,903
	1 ゴルフ場利用税交付金	7,903
9 環境性能割交付金		50,760
	1 環境性能割交付金	50,760

款	項	金　　額
		千円
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		16,351
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	16,351
11 地方特例交付金		183,714
	1 地方特例交付金	183,714
12 地方交付税		23,175,690
	1 地方交付税	23,175,690
13 交通安全対策特別交付金		33,122
	1 交通安全対策特別交付金	33,122
14 分担金及び負担金		545,144
	1 分担金	25,423
	2 負担金	519,721
15 使用料及び手数料		2,014,750
	1 使用料	867,371
	2 手数料	1,147,379
16 国庫支出金		23,709,339
	1 国庫負担金	15,084,190
	2 国庫補助金	8,551,872
	3 委託金	73,277
17 県支出金		9,519,848
	1 県負担金	5,415,163
	2 県補助金	3,465,361
	3 委託金	639,324
18 財産収入		338,791
	1 財産運用収入	165,466
	2 財産売払収入	173,325
19 寄附金		631,000

款	項	金　　額
		千円
	1 寄附金	631,000
20 繰入金		4,867,618
	1 基金繰入金	4,788,340
	2 他会計繰入金	79,278
21 繰越金		1
	1 繰越金	1
22 諸収入		2,173,141
	1 延滞金、加算金及び過料	26,321
	2 市預金利子	6,402
	3 貸付金元利収入	321,142
	4 受託事業収入	58,402
	5 雑入	1,760,874
23 市債		8,841,600
	1 市債	8,841,600
歳　入　合　計		112,990,000

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 議会費		491,888
	1 議会費	491,888
2 総務費		16,016,024
	1 総務管理費	12,287,624
	2 徴税費	977,172
	3 戸籍住民基本台帳費	497,531
	4 選挙費	349,762
	5 統計調査費	147,313
	6 監査委員費	52,483
	7 企画費	1,704,139
3 民生費		43,566,852
	1 社会福祉費	18,968,871
	2 児童福祉費	19,904,226
	3 生活保護費	4,693,755
4 衛生費		12,349,079
	1 保健衛生費	8,433,274
	2 清掃費	3,745,139
	3 浄化槽費	17,769
	4 典礼費	152,897
5 労働費		166,686
	1 労働諸費	1,283
	2 高年齢者労働費	31,896
	3 勤労者労働費	133,507
6 農林水産業費		2,847,819
	1 農業費	1,272,730
	2 林業費	470,583

款	項	金　　額
		千円
	3 水産業費	290,595
	4 農業集落排水費	715,343
	5 漁業集落排水費	98,568
7 商工費		2,756,485
	1 商工費	2,756,485
8 土木費		9,295,765
	1 土木管理費	350,170
	2 道路橋りょう費	3,717,163
	3 河川費	825,087
	4 港湾費	51,364
	5 都市計画費	3,869,876
	6 住宅費	482,105
9 消防費		3,067,778
	1 消防費	3,067,778
10 教育費		11,095,852
	1 教育総務費	2,128,014
	2 小学校費	1,302,773
	3 中学校費	705,999
	4 高等学校費	392,823
	5 幼稚園費	729,750
	6 社会教育費	2,776,840
	7 保健体育費	2,801,330
	8 芸術文化費	258,323
11 災害復旧費		40,000
	1 公共土木施設災害復旧費	30,000
	2 農林水産施設災害復旧費	10,000

款	項	金　　額
		千円
12 公債費		10,872,223
	1 公債費	10,872,223
13 諸支出金		373,549
	1 公営企業費	373,549
14 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳　出　合　計		112,990,000

第２表　継続費

款	項	事　　業　　名	総　額	年度	年割額
			千円		千円
2　総務費	1 総務管理費	新庁舎第３期建設事業	687,947	7	273,760
				8	414,187
10 教育費	6 社会教育費	竹矢公民館建設・解体事業	474,723	7	189,889
				8	284,834

第３表　繰越明許費

款	項	事　業　名	金　額
			千円
4 衛　　生　　費	2 清　　掃　　費	塵芥車両購入費	6,891
8 土　　木　　費	2 道路橋りょう費	市道整備事業	40,000
	3 河　　川　　費	河川・排水路改良工事	75,000
		河川管理施設長寿命化事業	394,000
9 消　　防　　費	1 消　　防　　費	車両整備事業（常備消防）	70,022

第４表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　　度　　額
		千円
本会議会議録整文・印刷製本業務委託事業	令和8年度	1,076
総合案内・電話交換業務委託事業	令和8年度	26,282
内部情報系システムネットワーク再構築事業（サーバ更新機器調達）	令和8年度 〳 令和12年度	331,145
内部情報系システムネットワーク再構築事業（新庁舎3期棟・機器調達）	令和8年度 〳 令和12年度	13,970
内部情報系システムネットワーク再構築事業（新庁舎3期棟）	令和8年度	19,349
システム標準化事業（特定移行支援システム分）	令和8年度 〳 令和12年度	954,395
行政情報システム運営事業	令和8年度	3,678
住民情報系システムネットワーク再構築事業	令和8年度	198,341
リモートアクセスサービスライセンス利用料	令和8年度	5,940
市税納税通知書封入封緘等業務委託事業	令和8年度	19,065
地方税電子申告・納税運営事業	令和8年度 〳 令和12年度	12,363
標準準拠システム（滞納管理）標準外税目追加対応	令和8年度 〳 令和10年度	7,986
ホテル宍道湖跡地取得事業	令和8年度 〳 令和12年度	845,387千円及び年利2.5%以の利息並びに5.0%以内の手数料
松江市土地開発公社のホテル宍道湖跡地取得事業の借入に伴う、金融機関に対する損失補償	令和8年度 〳 令和12年度	松江市土地開発公社が、ホテル宍道湖跡地取得事業資金として金融機関から借入れる845,387千円に対して返済できなかった元金利子及び遅延利息に相当する額
脱炭素先行地域推進事業費補助金	令和8年度	国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付決定額と地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画に定める交付限度額のいずれか少ない額

事　　項	期　　間	限　　度　　額
ごみ袋事業	令和8年度	117,402
松江市一般廃棄物処理基本計画策定事業	令和8年度	6,489
農業振興地域整備計画策定事業	令和8年度	2,848
ぼたん祭事業	令和8年度	3,555
松江武者行列事業	令和8年度	12,800
お城まつり事業	令和8年度	4,433
空家対策包括支援業務委託事業	令和8年度 〃 令和9年度	17,378
松江市高井奨学金（令和7年度設定分）	令和8年度 〃 令和12年度	1,140
GIGAスクール構想1人1台端末更新事業（令和7年度設定分）	令和8年度 〃 令和12年度	886,508
電子黒板更新事業（令和7年度設定分）	令和8年度 〃 令和12年度	143,806
松江歴史館展示企画事業	令和8年度	6,853
小泉八雲・セツのドラマを生かして化ける松江推進事業	令和8年度	773
学校給食副食等配送業務委託事業	令和8年度 〃 令和12年度	508,750
米飯給食配送業務委託事業	令和8年度 〃 令和12年度	266,115
米飯給食機器更新事業	令和8年度	18,920
東出雲学校給食センター整備事業	令和8年度	49,280

第５表　地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
総務管理事業	3,612,700			
地域振興事業	83,400			
社会福祉事業	181,400			
保健衛生事業	111,400			
清掃施設等整備事業	139,800			
労働施設整備事業	5,300			
農業施設整備事業	146,000			
林業施設整備事業	120,800			
水産業施設整備事業	68,000			
商工施設整備事業	270,600			
観光振興事業	23,600			
道路橋りょう整備事業	1,522,800	普通貸借又は証券発行	3.5%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
河川整備事業	551,600			
港湾整備事業	27,500			
都市計画事業	265,000			
住宅整備事業	63,100			
消防設備整備事業	508,300			
小学校整備事業	250,900			
中学校整備事業	83,500			
高等学校整備事業	900			
幼稚園整備事業	50,100			
社会教育施設整備事業	461,800			
保健体育施設整備事業	254,100			
農林水産施設災害復旧事業	9,000			
公共土木施設災害復旧事業	30,000			
計	8,841,600			

議　第　55　号

令　和　7　年　度

松江市国民健康保険事業
特　別　会　計　予　算

令和７年度松江市国民健康保険事業特別会計予算

令和７年度松江市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 18,148,528 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000 千円と定める。

令和７年２月 25 日提出

松江市長　　上　定　昭　仁

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 国民健康保険料		3,354,573
	1 国民健康保険料	3,354,573
2 国民健康保険税		240
	1 国民健康保険税	240
3 使用料及び手数料		1,371
	1 手数料	1,371
4 国庫支出金		848
	1 国庫補助金	848
5 県支出金		13,138,186
	1 県補助金	13,138,185
	2 財政安定化基金交付金	1
6 財産収入		2,183
	1 財産運用収入	2,183
7 繰入金		1,630,883
	1 繰入金	1,630,883
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		20,243
	1 延滞金及び過料	8,342
	2 雑入	11,901
歳　入　合　計		18,148,528

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 総務費		340,779
	1 総務管理費	330,944
	2 徴収費	7,558
	3 運営協議会費	581
	4 趣旨普及費	1,696
2 保険給付費		12,847,972
	1 療養諸費	11,056,658
	2 高額療養費	1,746,740
	3 保険給付費	44,574
3 国民健康保険事業費納付金		4,649,280
	1 医療給付費分	3,311,059
	2 後期高齢者支援金等分	1,017,424
	3 介護納付金分	320,797
4 保健事業費		291,762
	1 保健事業費	124,504
	2 特定健康診査等事業費	167,258
5 基金積立金		2,183
	1 基金積立金	2,183
6 公債費		1
	1 公債費	1
7 諸支出金		16,551
	1 償還金及び還付加算金	9,548
	2 繰出金	7,000
	3 共同事業拠出金	3
歳　出　合　計		18,148,528

議　第　56　号

令　和　7　年　度

松江市宍道国民健康保険診療施設事業
特　別　会　計　予　算

令和７年度松江市宍道国民健康保険診療施設事業特別会計予算

令和７年度松江市の宍道国民健康保険診療施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 161,278 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000 千円と定める。

令和７年２月 25 日提出

松江市長　　上　定　昭　仁

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 診療収入		127,046
	1 外来収入	127,046
2 財産収入		94
	1 財産運用収入	94
3 繰入金		28,600
	1 繰入金	28,600
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		5,537
	1 雑入	5,537
歳　入　合　計		161,278

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 総務費		142,414
	1 総務管理費	142,414
2 公債費		18,864
	1 公債費	18,864
歳　出　合　計		161,278

議　第　57　号

令　和　7　年　度

松江市後期高齢者医療保険事業
特　別　会　計　予　算

令和７年度松江市後期高齢者医療保険事業特別会計予算

令和７年度松江市の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,166,339千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

令和７年２月25日提出

松江市長　　上　定　昭　仁

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 後期高齢者医療保険料		2,873,832
	1 後期高齢者医療保険料	2,873,832
2 使用料及び手数料		323
	1 手数料	323
3 繰入金		3,289,002
	1 一般会計繰入金	3,289,002
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		3,181
	1 延滞金、加算金及び過料	230
	2 償還金及び還付加算金	2,859
	3 雑入	92
歳　　入　　合　　計		6,166,339

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 総務費		98,955
	1 総務管理費	98,955
2 後期高齢者医療広域連合納付金		6,064,424
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	6,064,424
3 公債費		100
	1 公債費	100
4 諸支出金		2,860
	1 償還金及び還付加算金	2,860
歳　出　合　計		6,166,339

議 第 58 号

令 和 7 年 度

松江市介護保険事業
特 別 会 計 予 算

令和７年度松江市介護保険事業特別会計予算

令和７年度松江市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 22,369,336 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

令和７年２月 25 日提出

松江市長　　上　定　昭　仁

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 保険料		4,511,986
	1 介護保険料	4,511,986
2 使用料及び手数料		603
	1 手数料	603
3 国庫支出金		4,965,847
	1 国庫負担金	3,751,293
	2 国庫補助金	1,214,554
4 支払基金交付金		5,739,180
	1 支払基金交付金	5,739,180
5 県支出金		3,067,049
	1 県負担金	2,967,898
	2 県補助金	99,151
6 財産収入		3,492
	1 財産運用収入	3,492
7 繰入金		4,079,843
	1 繰入金	4,079,843
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		1,335
	1 延滞金、加算金及び過料	240
	2 雑入	1,095
歳　入　合　計		22,369,336

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 総務費		549,054
	1 総務管理費	305,028
	2 企画費	7,777
	3 徴収費	29,357
	4 介護認定審査会費	206,892
2 保険給付費		20,702,172
	1 保険給付費	20,691,858
	2 保険給付諸費	10,314
3 地域支援事業費		1,017,135
	1 包括的支援等事業費	76,689
	2 介護予防・生活支援サービス事業費	876,863
	3 一般介護予防事業費	59,392
	4 地域支援事業諸費	4,191
4 保健福祉事業費		5,935
	1 保健福祉事業費	5,935
5 基金積立金		10,146
	1 基金積立金	10,146
6 公債費		100
	1 公債費	100
7 諸支出金		84,794
	1 償還金及び還付加算金	5,516
	2 繰出金	79,278
歳　出　合　計		22,369,336

議　第　59　号

令　和　7　年　度

松江市企業団地事業
特　別　会　計　予　算

令和７年度松江市企業団地事業特別会計予算

令和７年度松江市の企業団地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,385,173 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第 235 条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,900 千円と定める。

令和７年２月 25 日提出

松江市長　　上　定　昭　仁

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 財産収入		8,573
	1 財産運用収入	1,566
	2 財産売払収入	7,007
2 市債		1,356,800
	1 市債	1,356,800
3 繰入金		19,800
	1 一般会計繰入金	19,800
歳　入　合　計		1,385,173

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 第二内陸工場団地事業費		5,213
	1 維持管理費	4,608
	2 整備事業費	550
	3 公債費	55
2 第二卸商業団地事業費		1,794
	1 維持管理費	1,225
	2 整備事業費	550
	3 公債費	19
3 （仮称）中尾地区企業団地事業費		1,376,600
	1 整備事業費	1,376,600
4 諸支出金		1,566
	1 長期借入金償還金	1,566
歳　出　合　計		1,385,173

第２表　地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
企業団地事業	1,356,800	普通貸借又は証券発行	3.5%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	1,356,800			

議　第　60　号

令　和　7　年　度

松江市公園墓地事業
特　別　会　計　予　算

令和７年度松江市公園墓地事業特別会計予算

令和７年度松江市の公園墓地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13,550 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和７年２月 25 日提出

松江市長　　上　定　昭　仁

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 使用料及び手数料		13,549
	1 使用料	13,549
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳　　入　　合　　計		13,550

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 公園墓地事業費		13,550
	1 公園墓地事業費	13,550
歳　出　合　計		13,550

議　第　61　号

令　和　7　年　度

松江市鹿島町恵曇・講武・御津・佐太財産区
特　別　会　計　予　算

令和７年度松江市鹿島町恵曇・講武・御津・佐太財産区特別会計予算

令和７年度松江市の鹿島町恵曇・講武・御津・佐太財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,257千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和７年２月25日提出

松江市長　　上　定　昭　仁

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 財産収入		492
	1 財産運用収入	492
2 繰入金		1,765
	1 繰入金	1,765
歳　　入　　合　　計		2,257

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 財産費		2,257
	1 恵曇財産区管理費	566
	2 講武財産区管理費	427
	3 御津財産区管理費	451
	4 佐太財産区管理費	813
歳　出　合　計		2,257

議　第　62　号

令　和　7　年　度

松江市母子父子寡婦福祉資金貸付事業
特　別　会　計　予　算

令和７年度松江市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和７年度松江市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 156,653 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

令和７年２月 25 日提出

松江市長　　上　定　昭　仁

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 繰入金		40,224
	1 一般会計繰入金	40,224
2 諸収入		82,180
	1 貸付金元利収入	82,173
	2 雑入	7
3 繰越金		34,249
	1 繰越金	34,249
歳　入　合　計		156,653

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		156,653
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	156,653
歳　出　合　計		156,653

第２表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　　度　　額
母子父子寡婦福祉資金貸付金（令和7年度設定分）	令和8年度 〜 令和11年度	千円 95,100

再生紙を使用しています。